

令和4年度 就学援助制度について

経済的な理由により学用品費・学校給食費などの費用負担が大きいご家庭に、その一部を援助する就学援助制度を実施しています。なお、就学援助制度は、学校への納入金を免除するものではありません。学校への納入金は、学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

※郵送や児童生徒を通しての申請はできません。指定の受付場所で援助対象者が直接申請してください。申請書は兄弟合わせて記入出来ます。

※昨年度就学援助の認定を受けた方も毎年度申請手続きが必要です。

※昨年度に新入学準備費を申請した方も、入学後に再度申請手続きが必要です。但し、一度新入学準備費を申請し否認定になった方は新入学学用品費の対象にはなりません。

1 援助対象者

原則として、越谷市内に住民登録があつて小中学校に在籍する児童生徒の保護者、または、現に監護を行う者のうち、次のいずれかに該当する方

(1) 生活保護を受けている方

※修学旅行費及び医療費のみが対象となります。個別に通知しますので申請の必要はありません。

(2) 生活保護を受けておらず、別途定める就学援助の認定基準を下回る方

2 申請手続等

(1) 受付期間

令和4年4月11日(月)～令和5年1月31日(火)【平日のみ】

午前8時30分～午後5時15分

【日曜受付】

令和4年4月17日(日)・5月22日(日) 午前9時～午後4時

※令和4年5月31日(火)までに申請して認定された場合、4月1日から対象。

6月1日以降に申請して認定された場合、申請月の翌月から対象。

(2) 受付場所

第二庁舎5階会議室または在籍校

(6月1日(水)以降、第二庁舎3階学務課窓口または在籍校)

(3) 申請に必要なもの

《申請される方全員が必要なもの》

① 就学援助費受給申請書

② 振込先口座の通帳またはキャッシュカード(ゆうちょ銀行の場合キャッシュカード不可)

③ 印鑑(認印可)

《該当者のみ必要なもの》

① 令和4年度(非)課税証明書(所得証明書)(令和4年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合)

② 各世帯それぞれ直近3か月の公共料金等の領収書(同一住所に同居する世帯と生計を別にしてしている場合)

③ 委任状(代理人が申請を行う場合)

次のページの注意事項も必ずご確認ください。

【よくある質問（Q & A）】

Q1. 印鑑は振込先口座の登録印と同じものでなくてはいけませんか？

A1. いいえ。認印でもかまいません。

Q2. 申請前に認定・否認定はわかりますか？

A2. いいえ。家族構成やその他控除等によって認定・否認定の審査を行っていますので、まずはお申請をいただき、審査結果をご確認ください。

Q3. 本年1月1日現在は越谷市に住んでいましたが(非)課税証明書は必要ですか？

A3. 不要です。ただし、市民税・県民税の申告が済んでいない場合は、所得の有無にかかわらず必ず申告をしてください。

Q4. 申請には申請者本人がいかなければいけませんか？

A4. いいえ。保護者の方であれば委任状不要で手続きが可能です。なお、保護者の方が手続きに来られない場合は委任状を持参してください。ただし、代理人は申請日時点で20歳以上の方に限ります。

Q5. 代理人に申請を依頼したいのですが委任状はどのように書けばいいですか？

A5. 様式は任意でかまいません。依頼者の氏名・依頼者の捺印・代理人の氏名・住所・生年月日が記入されているかご確認ください。なお、学務課または越谷市ホームページに様式のご用意もあります。

Q6. (非)課税証明書は申請時に必要ですか？

A6. 5月31日までの申請に際しては不要です。先に就学援助の申請をお済ませいただき、指定された期限までに教育委員会学務課へ提出してください。

Q7. (非)課税証明書はいつ、どこで発行できますか？

A7. 概ね6月上旬に発行されます。詳しくは本年1月1日現在に住民登録のあった自治体にお問い合わせください。

Q8. 学校に申請書類を提出したいのですが、どこに持っていけばいいですか？

A8. 職員室の事務担当教職員にご提出ください。

Q9. 前年度、所得はありませんでしたが市民税・県民税の申告は別途必要ですか？

A9. 状況によって必要です。税担当課にお問い合わせください。前年12月31日時点で19歳以上の方全員分（働いていないため収入がない、扶養に入っている等の場合も含む）を提出してください。

Q10. 振込先口座の通帳またはキャッシュカードはコピーで代用できますか？

A10. 代用可能です。口座番号等の確認できる通帳の見開き1ページ目のコピーをご提出ください。ただし、ゆうちょ銀行をご指定の場合は、通帳の見開き1ページ目に口座番号等の印字があるもののみ有効で、印字のない通帳及びキャッシュカードのコピーはお取り扱いできません。

Q11. 教育委員会から直接学校へ支給対象費用を振り込むことはできないのですか？

A11. できません。就学援助制度は、学校への納入金を免除するものではありません。学校への納入金は、学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

Q12. 平日しか受付していないのですか？

A12. 原則として平日のみ受付可能です。ただし、令和4年4月17日(日)・5月22日(日)のみ日曜日に受付しています。

Q13. 出張所でも受付していますか？

A13. していません。市役所または在籍校でのみ受付可能です。

Q14. 郵送や児童を通しての申請は可能ですか？

A14. できません。保護者もしくは代理人の方の申請で、市役所または在籍校でのみ受付可能です。

Q15. 毎年度5月末日までに申請しないといけないのですか？

A15. いいえ。翌年の1月末日まで申請可能です。ただし6月1日以降に申請して認定された場合、申請月の翌月から対象となりますので、あらかじめご注意ください。

Q16. 家族構成など申請内容に変更がありましたらいつ、どのように報告すればいいですか？

A16. 学務課へ連絡の上、変更届出書をご提出ください。なお、申告がなかった場合、認定の取り消し及び返還の対象になることがありますのでくれぐれもご注意ください。

就学援助費目一覧表①

援助費の区分	援助費の内容	備 考
1 学用品費	筆記用具、ノート、辞典及び副読本等の児童生徒が通常必要とする学用品の購入費	実験・実習材料費を含む
2 通学用品費	通学用靴、上履き、帽子等の児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	3及び4の受給者を除く
3 新入学準備費	小学校又中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン（ランドセル）、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学前）	同様の趣旨による受給者を除く
4 新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン（ランドセル）、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学後）	前年度就学援助申請者を除く
5 校外活動費（宿泊無）	児童生徒が学校行事として実施される遠足、社会科見学、芸術鑑賞会等の校外活動のうち、宿泊を伴わないものに参加した場合、交通費及び見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	芸術鑑賞会については、学校内で実施される場合も含む
6 校外活動費（宿泊有）	児童生徒が学校行事として実施される林間学校、スキー教室、自然教室及び特別支援学級における合同宿泊学習の校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加した場合、交通費、宿泊費、見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
7 修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加した場合、交通費、宿泊費、見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
8 医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定められている疾病に罹患した場合で、当該疾病の治療に要する医療費のうち、保護者が負担すべきこととなる金額	
9 スポーツ振興センター保護者負担金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項に規定する保護者が負担すべきこととなる金額	
10 学校給食費	児童生徒の保護者が給食費として負担すべきこととなる金額。ただし、疾患及び食物アレルギーにより給食を喫食できない場合は給食費相当額	
11 児童生徒会費	小学校の児童会費又は中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	

就学援助費目一覧表②

援助費の区分	対象学年	支給基準額年額（円）	支給月	備 考
1 学用品費	小学1～6年	11,630	9月・12月・3月	
	中学1～3年	22,730		
2 通学用品費	小学2～6年	2,270		
	中学2～3年			
3 新入学準備費	就学予定者	54,060	3月	同様の趣旨による支給を受けていない者のみ対象
	小学6年	60,000	12月・3月	同様の趣旨による支給を受けていない者のうち、11月1日時点認定者は12月に支給
4 新入学児童生徒学用品費	小学1年	51,060	9月	前年度就学援助を申請していない者のうち、4月認定者のみ対象
	中学1年	60,000		
5 校外活動費（宿泊無）	小学1～6年	1,600	随時	回数によらず金額の範囲内で支給
	中学1～3年	2,310		
6 校外活動費（宿泊有）	小学1～6年	3,690		小学校で1回、中学校で1回に限る
	中学1～3年	6,210		
7 修学旅行費	小学1～6年	22,690	12月・3月	小学校で1回・中学校で1回に限る
	中学1～3年	60,910		
8 医療費	小学1～6年 中学1～3年	保護者が負担する金額	随時	他制度との調整あり
9 スポーツ振興センター保護者負担金	小学1～6年 中学1～3年	460	9月	4月又は5月認定者のみ対象
10 学校給食費	小学1～6年	44,000	9月・12月・3月	3年生は3月に調整あり
	中学1～3年	53,350		
11 児童生徒会費	小学1～6年	4,650		徴収している学校のみ対象。金額の範囲内で支給
	中学1～3年	5,550		

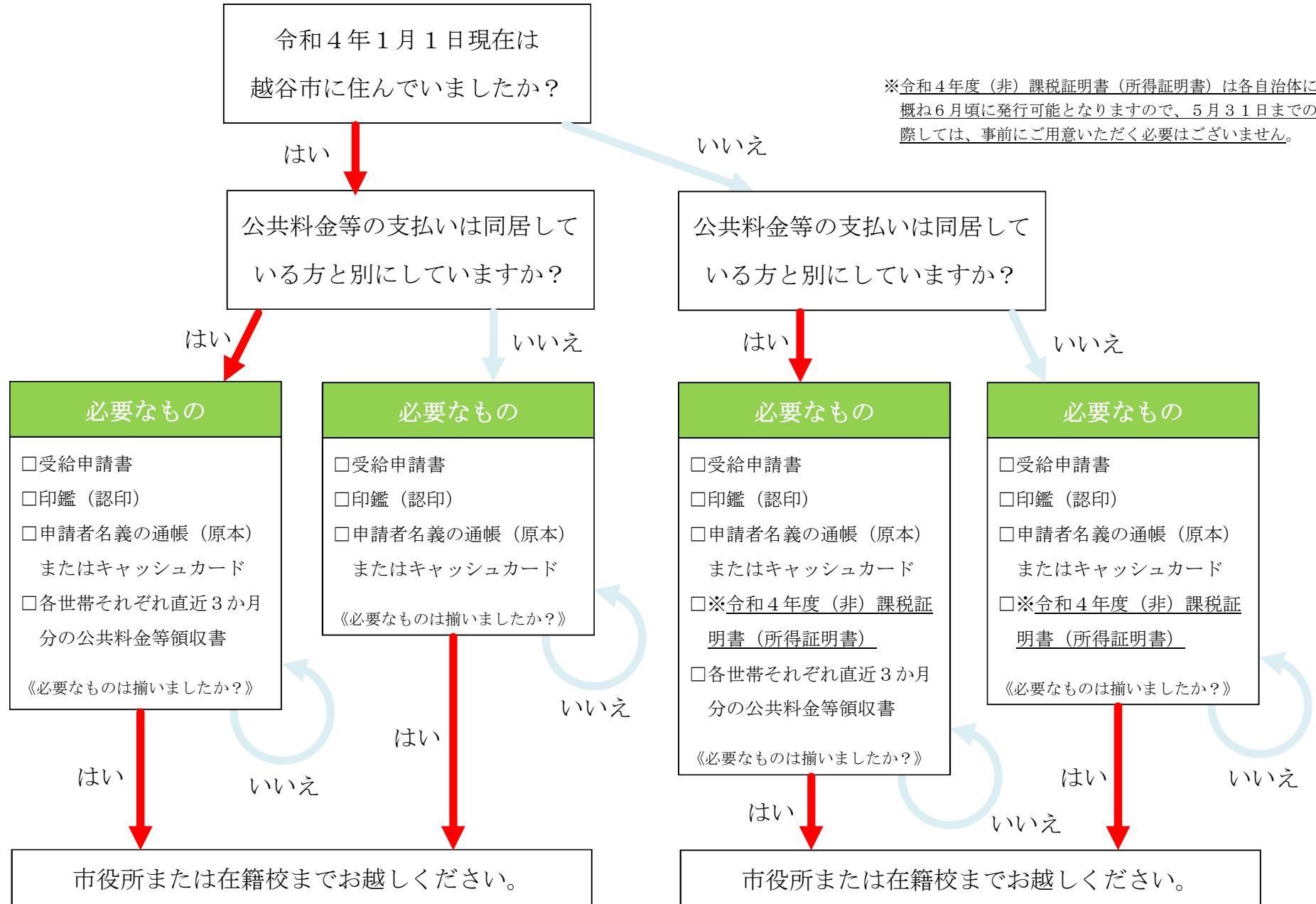
※支給額は、支給基準額と実際に要した費用の額のいずれか低い金額とする。

※年間支給限度額は、認定月、学年、市外への転出等で異なる。

◆前年度からの変更点◆

就学予定者の新入学準備費の支給額を増額します。

就学援助申請フローチャート



受付開始前は受付できません。

記入例

記入しないこと

受付番号

秘

就学援助費受給申請書（令和4年度）

越谷市長 宛

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に基づき、私と家族、同居人に係る住民基本台帳・課税資料等の公簿を確認すること及び必要に応じて他の地方公共団体に対し、就学援助費の支給等に係る情報を提供すること又は情報の提供を求めることに同意します。

申請年月日 令和 4年 4月 15日

フリガナ	コシガヤ イチロウ	日中の連絡先	
申請者氏名 (保護者氏名)	越谷 一郎	(963) 9281	
住所	〒343-0813 越谷市 越ヶ谷4-2-1	※署名又は記名押印	
今年（令和4年）1月2日以降の転入者のみ記入	令和4年4月2日転入	奨助費の受領につきましては、下記の口座を指定します。	埼玉りそな 銀行 越谷 支店
今年（令和4年）1月1日現在の住民登録地	春日部市中央6-2	金融機関コード	0017 店番 506
昨年度、就学援助費の受給の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	ゆうちょ銀行 店名	店番
生活保護申請の有無または受給の有無	<input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	フリガナ	コシガヤ イチロウ
親権の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
世帯全員の市民税・県民税の申告が済んでいる	<input checked="" type="radio"/> 済んでいる ・ <input type="radio"/> 済んでいない	口座名義人 (保護者氏名)	越谷 一郎
児童生徒欄 (就学予定者)	フリガナ 氏名 コシガヤ ジロウ	学校名	学年・組
児童生徒氏名 (就学予定者)	越谷 次郎	中央 小 学校	2年 1組
児童生徒氏名 (就学予定者)	コシガヤ サブロウ	越ヶ谷 小 学校	6年 1組
児童生徒氏名 (就学予定者)	越谷 三郎	越ヶ谷 中 小 学校	新1年 組
児童生徒氏名 (就学予定者)	コシガヤ シロウ	越ヶ谷 中 小 学 校	
児童生徒氏名 (就学予定者)	越谷 四郎	越ヶ谷 中 小 学 校	
家族欄	フリガナ 氏名 コシガヤ イチロウ	職業又は 職業又	生年月日
（単身、同居、赴任、同居生、離を、前入、提、定、者、を、除、き、保、護、者、を、含、む。）	越谷 一郎	会社員	S50年 4月 2日
	コシガヤ ハナコ	無職	(46才)
	越谷 花子	無職	S25年 4月 2日
	コシガヤ タロウ	私立中学校	(72才)
	越谷 太郎	私立中学校	H19年 4月 2日
	サイタマ ヨシオ	自営業	(15才)
	埼玉 良男	自営業	H19年 4月 2日
	ニホン カズヨ	パート	(48才)
	日本 和代	パート	S49年 4月 2日
		パート	(53才)
計	世帯員数 8	※ゆうちょ銀行は、店名・店番各3ケタ+口座番号7ケタで記入してください。	

住所が上記住所と同じ場合は『同上』と記入してください。

同じであること

小・中学校に通っているお子さん、入学予定のお子さんを兄弟姉妹まとめて記入してください。（私立・特別支援学校等は家族欄へ）

家族欄には、住民票上別であっても、生計を同一とする祖父母、その他同居人等がいる場合は必ず記入してください。なお、記入欄が足りない場合は申請用紙をコピーしてお使いください。

同じであること

委任状

私は次のことを越谷市教育委員会に委任します。
就学援助費の受給にあたり、私が学校に納入すべき費用に未払があった場合、充当処理すること。

令和 4年 4月 15日

住所 越谷市越ヶ谷4-2-1

保護者氏名 越谷 一郎

※署名又は記名押印

※担当課使用欄 システム入力者サイン



就学援助費受給申請書（令和4年度）

越谷市長 宛

受付番号

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に基づき、私と家族、同居人に係る住民基本台帳・課税資料等の公簿を確認すること及び必要に応じて他の地方公共団体に対し、就学援助費の支給等に係る情報を提供すること又は情報の提供を求めることに同意します。

申請年月日 令和 年 月 日

Main application form with sections for applicant info, residence, income, and family members.

委任状 (Power of Attorney) section with signature and address lines.



※担当課使用欄 システム入力者サイン

